

グランドプラザ行為使用の流れ

試用期間（初申請）の場合

●問い合わせ

まずはグランドプラザ事務所まで申請したい旨をお伝えください。行為使用での開催が**初めての場合は試用期間**となり、**予約等で制限があります**ので、ご了承ください。また、複数回申請されている方であっても、それまでの行為使用と内容や形態が変わった場合は試用期間となる場合がございます。

株式会社まちづくりとやま グランドプラザ事務所 9:00～18:00（無休）

TEL：076-407-4400

住所：富山市総曲輪3丁目6番15-23（グランドパーキング2階）

●打合せ

お電話での問い合わせの後、グランドプラザ事務所での**打合せ**をお願いしています。その際、移動販売車での出店をご希望の方はお車の写真を、他施設等での出店・パフォーマンスの経験がある方はその様子が分かる写真をお持ちください。打合せでは**行為使用で行いたい具体的な内容、電気使用の有無、排気・排ガスの有無**などをお聞きします。あらかじめご確認の上、ご来所ください。

グランドプラザ使用の厳守事項

- ・煙や臭いが出るものはご遠慮いただく場合がございます
- ・広場内の柱等への張り紙は条例で禁止されています
- ・音を出す場合は事前にご相談ください
- ・事務所などでの事前のお荷物のお預かりはできません

●予約

初回試用期間中は、**平日の1日程のみ**ご予約が可能です。申請書はグランドプラザホームページでダウンロードすることができます。メールもしくはFAX、郵送でお送りください。また、直接事務所へご来所いただき記入することも可能です。

ホームページ：<http://www.grandplaza.jp/application.html>（「お金のこと、書類のこと」ページ下部）

メールアドレス：gp@grandplaza.jp

FAX：076-407-4400

申請書が提出された時点で予約は確定されます。予約が確定されるとキャンセル料が発生する場合がございます。

●支払い

申請書類が提出されますと、グランドプラザ事務所から**承認書と請求書**をお送りいたします。出店当日までに**請求額をお振り込み、もしくはグランドプラザ事務所までお持ちください。**

●開催

当日はまず、グランドプラザ事務所へお越しください。なお、**移動販売車での出店の方はグランドプラザへの乗り入れ前にグランドプラザ事務所へお電話ください。GPスタッフが誘導いたします。**開催場所・電気の使い方・気をつけていただきたいことを改めてご説明したのち、開催となります。

通常期間の場合

行為使用について

行為使用とは：パフォーマンスや移動販売向けに設定したグラウンドプラザ貸出の最小区分です
使用可能面積：2.4m×4.8m(車・ディスプレイ・テーブルのいずれか1台以下の範囲、スタッフ5人まで)
使用可能設備：電気(単相100V 15A×2口)
貸出可能備品：ガーデンテーブル1セット(テーブル1台・チェア4脚)
日よけ用パラソル1本
ワゴンショップ1台(有料1000円・要申請)
持込不可備品：簡易テントなど大型のもの
※備品の持込みはGPスタッフに確認後持込んでください

●申し込み

お電話で開催したい期間の空き状況をお問い合わせください。その後、申請書をご提出いただき予約が完了します。使用料は当日までに振込、もしくは現金でお支払いください。

●開催

当日はまず、グラウンドプラザ事務所へお越しください。その日の開催場所をご説明します。また、電気を使う方には工具と仮蓋をお貸しします。GPスタッフは原則貸出業務のみを行います。電源BOXの開け閉めなどの設営は行為使用者側で行ってください。

行為使用における厳守事項

- ・いつなごきも**通行人の安全を最優先**にして下さい
- ・電源BOXの蓋を空けたままにする、または空けた蓋を放置することは絶対にしないでください
- ・障害物になりえる危険物を通行人の通る可能性がある場所に**放置しない**でください
- ・電源コードなどは足をひっかけないように**養生用テープで養生**してください
- ・ゴミは**必ずお持ち帰り**ください
- ・運搬の際は必ず持ち上げるか、台車に乗せて運搬してください
- ・お車の移動の際は**徐行**をお願いします
- ・グラウンドプラザへの進入・退出時などに植栽を動かした場合は、**必ず元の位置に戻**してください

●原状復帰

グラウンドプラザでは「来た時よりも美しくの精神」で**原状復帰**をお願いしています。原状復帰はゴミの持ち帰り、汚れた場合の床などの**清掃**、**テーブルとイス**、**植栽**など**常設備品の定位置**への配置です。また、グラウンドプラザの備品が破損した場合は弁償していただきます。

●使用の取り消し

以下の場合、使用の承認を取り消すことがあります。また、取り消しによって使用者が損害を受けてもグラウンドプラザは賠償の責めを一切負いません。

- ・富山市まちなか賑わい条例(平成19年富山市条例第26号)またはこの条例に基づく規則に反するとき
- ・公の秩序を乱し、または善良な風俗を害する恐れがあるとき
- ・施設または付属設備を損傷する恐れのあるとき
- ・その他、施設の管理上特に支障があるとき
- ・譲渡または転貸し、その他不正な手段により使用の承認を受けたとき